

# 事業者登録期限及び交付申請期限の延長等について

170214

平成 29 年度の事業者登録の期限及び交付申請書の提出期限を以下の通り延長します。

## ○事業者登録の期限延長（通年申請タイプのみ対象）

延長後の事業者登録期限 平成 30 年 3 月 23 日(金)17 時	延長前の事業者登録期限 平成 30 年 2 月 23 日(金)
--	------------------------------------

## ○交付申請書の提出期限延長（事前採択タイプ、通年申請タイプのいずれも対象）

延長後の交付申請書の提出期限 平成 30 年 3 月 23 日(金) 郵送必着	延長前の交付申請書の提出期限 平成 30 年 2 月 23 日(金) 郵送必着
---	---

※ 予算の執行の状況等によっては申請期限を短縮する場合があります。

※ 事前採択タイプについては、平成 30 年 2 月 23 日までは採択通知の補助額は確保されていますが、これ以降については、通年申請タイプと事前採択タイプの交付申請を合計した額で交付申請が可能な額を判断しますので、採択通知の補助額に申請可能な補助額が残っていても、予算に達した時点で交付申請を締め切ります。

### <注意>

完了実績報告の提出期限は変更ありませんので、ご注意ください。

## ○交付申請の受付期間を短縮して締め切る場合の対応

交付申請の提出期限までに交付申請到着額が予算額に達した場合の取り扱いは次のとおりとします。

① 達した日の前日17時までに到着した交付申請については受付の対象とします。

※達した日が月曜日や祝日の翌日の場合は、直前の平日の17時までに到着した交付申請を受付の対象とします。

② ①を受付の対象とした上で、達した日の17時までに到着した交付申請については、以下の優先順位で受付の対象とします。

(1) 高度省エネルギー型（事前採択タイプ、通年申請タイプのいずれも対象）

(2) 認定長期優良住宅型・提案型（長期優良住宅(増改築)認定を取得するものに限る）

(3) 提案型（(2)を除く提案型）

※(1)～(3)の順に優先して交付申請を受け付けますので、(1)のみが受付の対象となる場合等があります。

### <予算の執行状況の掲載について>

平日の17時までに実施支援室に到着した交付申請額を集計（交付申請到着額）し、翌日（土日祝日の場合は翌平日）の午前11時頃に、交付申請が可能な額を実施支援室のホームページに掲載しています。この情報を参考に交付申請書類を準備してください。

### <注意事項>

- ・ 土日祝日や平日の17時を過ぎて到着した交付申請書類は、次の平日に到着したものとします。
- ・ 提出は郵送のみです。実施支援室に直接持ち込まれた交付申請書類はお受け取りできません。
- ・ 電話やメール等で交付申請書類の到着日や受付の可否についてお問い合わせいただいてもお答えし兼ねます。必ず申請者自身で書類の所在確認ができる方法（簡易書留等）で提出してください。
- ・ 交付申請書類に不足書類がある場合や、記入漏れや誤記入等により、本事業の要件やリフォーム工事の内容等が確認できない場合は、受付期間内に到着したものであっても受付の対象となりません。
- ・ 評価室の技術的審査を必要とする交付申請で、同時期に評価室へ技術的審査用図書を提出していない場合は受付の対象となりません。
- ・ 提出期限の間際に提出された交付申請につきましては、交付申請書受領書の発行または申請書類に関する受付時の連絡まで時間が要することが予想されますのでご了承ください。
- ・ 受付の対象とならなかった交付申請書類は、原則として返却しません。